

指定短期入所事業運営規程

【社会福祉法人 汰功樹会 北海道事業部 短期入所事業 わくわく楽居（らっきょ）】

（事業の目的）

第1条 主に知的等に障害がある利用者が、その有する能力に応じ、利用者が可能な限り地域生活に移行出来ることを念頭におき、能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するものとする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の身体その他の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| 一 名 称 | 短期入所事業 わくわく楽居 |
| 二 所在地 | 札幌市白石区北郷2条8丁目2番20号 |
| 三 サービス提供時間 | 17：30～翌8：30 ※場合により変動あり |
| 四 営業日 | 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日は休業）※場合により変動あり
又、GW（5/3～5/6頃）・お盆（8/13～8/16頃）・年末年始（12/28～1/3頃）も休業とする。 |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| 一 管理者 | 1名（常勤・専従又は兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 |
| 二 生活支援員 | 1名以上（常勤・兼務又は非常勤・専従）
利用者の生活相談業務等に関することを行うものとする。入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行うものとする。 |
| 三 その他・従業員 | 1名以上（宿直）
施設内の巡回や緊急時の対応を行うものとする。 |

(指定短期入所の利用定員)

第5条 当事業所における利用定員は、4名とする。

※緊急に関する受け入れについては管理者の判断により対応を行う。

(指定短期入所の内容)

第6条 指定短期入所の内容は次のとおりとする。

短期入所事業は、事業者が設置する事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスとする。

(費用の内容)

第7条 基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されるものとする。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面で通知する。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 その他の費用の額は、次のとおりとする。

一 食費 朝食250円、夕食350円

(食事提供加算に該当しない利用者については別途費用を徴収することがある)

二 光熱水費 200円／日

前各号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前二項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

5 第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前にサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 利用予定日の当日にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料（その他費用のうち、食費分（600円））が発生するものとする。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者が指定短期入所の提供を受ける際は、別紙に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第10条 指定短期入所の提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第11条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定短期入所の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第12条 指定短期入所を提供した際は、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第13条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を年に1回以上設けるものとする。

(衛生管理)

第14条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第16条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第17条 指定短期入所の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

事業所相談窓口	電話番号：080-3237-4773 （ 担当：久保 昌弘 ） 面接場所：当法人本部の相談室など
---------	---

(事故発生時の対応)

第18条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに各市、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第19条 指定短期入所事業について、主たる対象とする障害の区分を、主に知的障害者及び障害児とする。（受け入れ態勢が有効であれば障害区分はこの限りではない）

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 指定短期入所事業の提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

虐待相談窓口	電話番号：011-595-8191 （ 担当：佐久間 拓二 ） 虐待防止責任者：佐久間 拓二 面接場所：当法人本部の相談室など
--------	---

虐待防止委員会	電話番号：011-595-8191 （ 担当：佐久間 拓二 ） 委 員：所属事業所職員から委員の選任を行う 開催場所：当法人本部の相談室など
---------	--

(身体拘束の禁止)

第 2 1 条 事業所は、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様、時間、緊急やむを得ない理由など必要事項を記録することとする。また、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置、責任者の選定等、必要な体制の整備を行うと共に、研修を年に 1 回以上実施する等の措置を講ずるものとする。

身体拘束等の適正化責任者	電話番号：011-595-8191（担当：佐久間 拓二）
身体拘束等の適正化委員会	所属事業所職員から委員の選任を行い、委員会を開催する

(従業者への研修)

第 2 2 条 事業所は、下記に定められた研修（障害福祉サービスの法定研修）と各種委員会の開催を定期的に実施しなければならないものとする。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置
- ② B C P（業務継続計画）
- ③ 虐待防止措置
- ④ 身体拘束の禁止

(その他)

第 2 3 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人汰功樹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。